

日本建築学会刊行物 覚書

著作物名：

上記著作物を刊行物として出版することについて、日本建築学会刊行規程により

著作者代表 を甲とし、

一般社団法人日本建築学会 を乙とし、

両者の間で次のとおり覚書を交わす。

第1条（著作権の設定）

甲（以下同じ）は、表記の著作物（以下、本著作物という）の著作権（著作権法第21条から28条に規定された権利）を乙に対して譲渡する。

第2条（排他的使用）

甲は、この契約の有効期間中に、本著作物の全部もしくは一部を転載ないし出版せず、また、本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物もしくは本著作物と同一書名の著作物を出版せず、あるいは他人をして出版させない。

前項の規定にかかわらず、甲乙同意のうえ本著作物を他に出版させる場合、具体的条件について甲乙協議の上決定する。

第3条（内容の責任）

甲は、本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。

2. 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲はその責を負う。

第4条（執筆報酬）

乙は、甲と協議のうえ、本著作物の執筆報酬を支払う。

報酬額およびその支払方法は日本建築学会刊行規程による。

第5条（改定（訂）版・増補版の発行）

本著作物の改定（訂）または増補版の発行については、相互協議のうえ決定する。

第6条（重版・絶版）

本著作物の重版および絶版については、日本建築学会刊行規程による。

第7条（複写）

甲は、本著作物の版面を利用する本著作物の複写（コピー）に係わる権利の管理を乙に委託する。乙はかかる権利の管理を乙が指定する者に委託することができる。甲は、乙が指定した者が、かかる権利の管理をその規約において定めるところに従い再委託することについても承諾する。

第8条（寄贈）

乙は、本著作物の初版または改定（訂）の場合に限り、原則として1部を甲に贈呈する。
甲が寄贈などのために本著作物を購入する場合は、別に定める要領に従う。

第9条（覚書の有効期間）

この覚書の有効期間は、覚書締結日から5か年とする。

第10条（覚書の自動更新）

この覚書は、期間満了の3か月前までに相互いずれからか文書をもって終了する旨の通告がないときは、この覚書と同一条件で自動的に更新され、有効期間を2か年ずつ延長する。

第11条（覚書の尊重）

甲乙双方は、この覚書を尊重し、この覚書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの覚書に定めのない事項について意見を異にしたときは誠意をもってその解決にあたる。

以上の覚書を相互に確認するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれが各1通を保有する。

年 月 日

甲（著作者代表）

住所：

氏名：

印

乙

住所：〒108-8414 東京都港区芝5-26-20

一般社団法人 日本建築学会 会長

氏名：

印